

平成 30 年御嵩町議会第 1 回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 2 月 6 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 30 年 2 月 6 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（控訴の提起）
 - 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

議事日程第1号

平成30年2月6日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 2件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(控訴の提起)

議案第1号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案の審議及び採決 2件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(控訴の提起)

議案第1号 工事請負契約の締結について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会(必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員 (11名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員 (1名)

6番 山口政治

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年

教育参事兼

学校教育課長 山田 徹	総務防災課長 須田和男
-------------	-------------

企画課長 小木曾 昌 文

亜炭鉱廃坑
対策室長 鍵 谷 和 宏

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 各 務 元 規

議会議務局
書 記 丸 山 浩 史

開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。したがって、平成30年御嵩町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、山口政治議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いをいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

近年で一番寒い朝であったのかなあとと思います。登庁する際の車の中の気温を見てみますと、外部はマイナス2度ということで、余りマイナスがないんですけれども、多分最低の温度だったのではないのかなあとと思います。また、家の者に言わせると、朝新聞をとりに行ったらマイナス6.5度ということで、この地方、非常に穏やかな年を迎えて、気候もこのところ穏やかでありましたけれど、非常に寒くなっております。きのうはこの御嵩町にも低温注意報という聞きなれない注意報が出ておりました。

そうした中、こうしてお集まりいただきまして、どうも御苦労さまでございます。

本日、平成30年第1回の臨時議会を開催いたしましたのは、議案として2件ございますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。議案については、承認1件、議案1件ということでありますので、慎重なる御審議の上、議了をしていただくことを切にお願いしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 加藤保郎君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、1月30日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日2月6日の1日とすることに決定しました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました承認第1号と議案第1号の2件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号、控訴の提起の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明をさせていただきます。

議案つづりは1ページをお願いします。

平成28年5月、林道谷山線において発生しました公用車に関する自動二輪車の転倒事故に伴い、名古屋地方裁判所に提起されておりました損害賠償請求事件につきましては、平成29年12月22日付で判決が言い渡されましたが、判決内容に不服があるため、名古屋高等裁判所へ控訴を提起するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、平成29年12月22日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

控訴人は御嵩町、被控訴人は愛知県犬山市もえぎヶ丘三丁目 66 番地、松田史郎でございます。

事件の概要につきましては、提訴された折にも全員協議会で御説明申し上げたところですが、平成 28 年 5 月 12 日、林道谷山線を走行していたバイクと公用車が対向する位置に接近した際、バイクが転倒し、相手方から車両や携帯電話の修理費、衣服等に係る損害賠償を求められたものでございます。

原判決の要旨としましては 4 点ございますが、1 点目としまして、被告、御嵩町は原告に対し 1 万 3,615 円及びこれに対する平成 28 年 5 月 12 日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払うこと。2 点目として、原告のその余の請求を棄却すること。3 点目として、訴訟費用は、これを 5 分し、その 4 を原告の負担とし、その余を被告の負担とすること。そして 4 点目に、この判決は 1 点目の項目に限り、仮に執行することができるという内容でございます。

町としましては、今回の事故につきましては、あくまでも自損事故であり、町側に過失はないという主張でありますので、3 割の町の過失を認めたこと及び訴訟費用の負担に不服があるとして、判決と同日をもって専決処分を行い、12 月 27 日付で名古屋高等裁判所に控訴状を提出いたしました。

また、主文の 4 点目にありますとおり、仮執行宣言付きの判決であったため、控訴と同時に判決に基づく強制執行の停止の申し立てをしたところでございます。

控訴の趣旨としましては、1 つ目に、原判決中、控訴人、御嵩町の敗訴部分を取り消すこと。2 つ目に、被控訴人の請求を棄却すること。3 つ目に、訴訟費用は第 1 審、第 2 審とも被控訴人の負担とすること。以上 3 点について判決を求めるものでございます。

今後とも、当該事故に対する事実認定の誤りとともに、本町には損害賠償責任がないことを主張してまいりたいと思います。

御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、控訴の提起に伴う専決処分についての説明とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

議案第 1 号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、議案第 1 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

お手元の御嵩町議会第 1 回臨時会議案の 3 ページをお願いいたします。

工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、平成 29 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業あゆみ館防災工事。2. 契約の方法は、条件つき一般競争入札。3. 契約金額は、2 億 3,976 万円。4. 契約の相手方は、岐阜県土岐市泉東窯町四丁目 61 番地、徳倉建設株式会社岐阜営業所、所長 林俊宏でございます。

議案第 1 号を資料にて御説明いたします。

お手元の御嵩町議会第 1 回臨時会資料つづりをお願いいたします。

1 ページ目に工事請負仮契約書の写しを、2 ページ目が入札執行結果公表一覧表をお示ししております。

次の 3 ページの、今回施工予定の概要図をごらんください。

工事対象区域の面積は 7,800 平方メートル、工事概要といたしましては空洞充填工事一式とし、端部充填材 3,903 立方メートル、中詰め充填材は 2,417 立方メートルを予定するものです。これに伴う充填孔は 51 カ所、及び充填設備 1 カ所を予定するものです。

今回、あゆみ館で実施する空洞充填工法は、流動化処理工法になります。

本町は、防災モデル事業を初めとし、亜炭鉱廃坑の空洞充填工法として限定充填工法を実施してまいりましたが、本年度から取り組んでいる防災対策事業の中で、安全で効率性にすぐれた工法の検討を進めており、本工事はその候補となる流動化処理工法について、実際の現場において施工し、検証を行う工事となります。この検証のため、検証調査業務を予定しております。

以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 9 時 25 分といたします。

午前 9 時 13 分 休憩

午前 9 時 25 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、控訴の提起の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、控訴の提起の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について、次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（山田儀雄君）

以上で本臨時会に提出されました案件は終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、提案させていただきました件の案件について、議了していただきましてまことにありがとうございます。

承認のほうの訴訟については、最初から保険会社に任せればとくに片づいていた話ではありませんけれども、議会の皆さんに説明をしたとおりで、これは私は人権問題だと思っておりますので、責任の一端云々と言われると、少なくともうちの若い職員を人身事故にしまい、そのために町長としても処分をすることになってくる。これはいたたまれないと、私自身が納得もできずに処分するわけにいかないという気持ちがあります。

そういう意味では、闘えるだけ闘った上で、納得できるかどうかはわかりませんが、法律家の皆さんにも、世の中そういうものではないということをしつかりと訴えていきたいと、このように思っております。

また、地下充填の件に関しては、今回、初めて違う会社ということになりましたけれど、今、協議を国のほうともしっかりしているのは、でき得る限り安くできる方法を考えて、そういうことを提案しております。西田地区では、道路での端部充填はせずに、広い範囲で端部充填を

しておいて、全体を埋めるという方法を今試しております。あゆみ館の件に関しては、今回、議論していただいた件に関しては、流動化処理でやっていくということでもあります。国のほうも、ちょっと全体的に高過ぎるということも指摘も受けておりますので、でき得る限り安く上がることを考えていきたいと、このように思っております。

また違った形になる地下充填ではありますが、今後、またもっと効率のいい方法が見つかるならば、そちらにシフトしていきたいと思っておりますので、議員の皆さんにも注目していただいて、いろいろ助言をいただけたらありがたく思います。本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これをもちまして平成 30 年御嵩町議会第 1 回臨時会を閉会とします。これにて解散をいたします。御苦労さまでした。

午前 9 時 29 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 加 藤 保 郎

署 名 議 員 大 沢 まり子